

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 5月 7日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：57件

| No. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|-----|---|------|----|
| 1 | 1号機 | 計装用空気系空気乾燥器（B）の再生用送風機が過負荷により自動停止したため、当該送風機を点検・修理 | D | |
| 2 | 1号機 | 循環水ポンプ駆動用電動機の軸受冷却水ポンプ（A）の出口逆止弁に動作不良（開固着）が認められたため、当該弁を点検・修理 | D | |
| 3 | 1号機 | プロセス計算機に「データ入出力装置故障」を示す警報が発生したため、対応検討 | C | |
| 4 | 1号機 | 廃棄物処理系廃液中和タンク用ベントフィルタに詰まりが認められたため、当該フィルタを点検・清掃 | D | |
| 5 | 1号機 | エリア放射線モニタ（燃料取替操作室用）に「下限」警報が発生したため、当該モニタ検出部を点検・調整 | 対象外 | |
| 6 | 1号機 | タービン補機冷却系熱交換器（A）にチューブリーク発生の可能性が認められたため、当該熱交換器を点検・修理 | C | |
| 7 | 1号機 | 活性炭ホールドアップ建屋換気空調系冷却装置（A）用冷凍機に冷媒のリークが認められたため、当該冷凍機を点検・修理 | D | |
| 8 | 2号機 | 補機冷却系海水ポンプ（A）駆動用電動機の点検において、電源ケーブルの接続端子近傍に素線切れが認められたため、当該ケーブル接続端子を交換 | D | |
| 9 | 2号機 | 高圧復水ポンプ（B）の点検において、シャフトスリーブナットのネジ部に腐食及び折損が認められたため、当該スリーブナットを交換及びシャフトネジ部を修理 | D | |
| 10 | 2号機 | エリア放射線モニタ（タービン発電機室除染エリア用）に「下限」警報が発生したため、当該モニタ検出部を点検・調整 | 対象外 | |
| 11 | 2号機 | 原子炉格納容器圧力抑制室内クラッド回収作業において、ナット（1個）が発見されたため、現場を確認したところ、原子炉格納容器漏洩率試験用基準容器止め金具のボルト・ナット（1組）が外れて見当たらないため、対応検討 | B | |
| 12 | 2号機 | 活性炭ホールドアップ建屋2階の計装用空気系空気乾燥機室の機器ドレンファンネルに詰まりが認められたため、当該ファンネルを点検・清掃 | D | |
| 13 | 2号機 | 原子炉冷却材浄化系使用済樹脂沈降分離槽（A・B）用レベル記録計に指示値不良が認められたため、当該レベル記録用計器を点検・修理 | D | |
| 14 | 2号機 | 廃棄物処理系廃液収集ポンプ用軸シール水の圧力計に指示値不良が認められたため、当該圧力計を点検・調整 | D | |
| 15 | 2号機 | 主蒸気・復水系温度記録計に記録用紙送り機構部に動作不良が認められたため、当該部を点検・修理 | D | |

| No. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|-----|---|------|----|
| 16 | 2号機 | 制御棒駆動水圧制御ユニット（06-23）用スクラム入口弁のグランド部より水のリーク（2滴/秒程度）が認められたため、当該部を点検・修理 | D | |
| 17 | 3号機 | 廃棄物処理建屋換気空調系制御室用空調機に動作不良が認められたため、当該空調機を点検・修理 | D | |
| 18 | 3号機 | 廃棄物処理建屋換気空調系排気ファン出口の試料採取ラック内サンプル流量計に水の浸入が認められたため、当該流量計を点検・修理 | D | |
| 19 | 3号機 | タービン建屋換気系排気筒ドレンサンプポンプ（A）の運転状態（起動・停止）記録計に動作不良が認められたため、当該記録計を点検・修理 | D | |
| 20 | 3号機 | 原子炉建屋換気空調系5階フロア用冷却装置のドレン受皿より結露水のリーク（1滴/秒程度、汚染なし）が認められたため、当該ドレン受皿を点検・修理 | D | |
| 21 | 4号機 | 原子炉冷却材浄化系ポンプ（A）用潤滑油冷却器の冷却水の水張り実施中、同ポンプ軸受部と潤滑油排出配管を繋ぐフレキシブルチューブ取合部に油のにじみが認められたため、当該フレキシブルチューブを交換 | D | |
| 22 | 4号機 | 循環水ポンプ（A・B・C）の軸受潤滑水供給用電磁弁（3台）のカバーに腐食が認められたため、当該カバーを点検・修理 | D | |
| 23 | 4号機 | 取水設備スクリーン洗浄用水供給元弁（C）に腐食及び動作不良（開固着）が認められたため、当該弁を交換 | D | |
| 24 | 4号機 | 取水設備トラベリングスクリーン（G）の銘板取付用ビスに外れ（1個）が認められたため、ビスを取付 | 対象外 | |
| 25 | 4号機 | 循環水ポンプ（B、C）駆動用電動機の潤滑油ドレン配管及びドレンプラグに発錆が認められたため、当該部を点検・修理 | D | |
| 26 | 4号機 | 原子炉給水ポンプ駆動用電動機軸受温度記録計に同ポンプ（A）の軸受温度の指示値不良が認められたため、当該軸受温度記録用計器を点検・修理 | D | |
| 27 | 4号機 | 原子炉再循環系電動機・発電機セット（B）用潤滑油フィルタより油のリーク（1滴/10秒程度）が認められたため、当該フィルタを点検・修理 | D | |
| 28 | 4号機 | 復水脱塩装置樹脂再生通薬用苛性ソーダ移送ポンプの出口圧力計に腐食が認められたため、当該圧力計を点検・修理 | D | |
| 29 | 4号機 | 原子炉冷却材浄化系ポンプ（A）のメカニカルシール部より水のリーク（1滴/40秒程度）が認められたため、監視を継続 | D | |
| 30 | 4号機 | タービン建屋換気空調系主排気ファン室南側二重扉の内側扉枠の変形により開閉操作が困難なため、当該扉を点検・修理 | D | |
| 31 | 4号機 | 気体廃棄物処理系排ガス除湿冷却器用冷凍機の冷媒流量計出口弁のグランド部に冷媒のにじみが認められたため、当該部を点検・修理 | D | |
| 32 | 5号機 | 起動変圧器（A）用負荷切替器の点検において、同切替器の絶縁油流量スイッチのテストボタンシール部からの油のリークにより、スイッチケース内に油が溜まっていたため、当該テストボタンシール部を修理 | D | |
| 33 | 5号機 | 起動変圧器（A）用負荷切替器の点検において、同切替器電動操作機構箱内の保温用電気ヒーター（全2本）に断線が認められたため、当該ヒーターを修理 | D | |
| 34 | 5号機 | 起動用変圧器（A）の出力側送電線（相非分離母線）用ダクトの点検において、点検口開閉用ヒンジ部に折損（2箇所）が認められたため、当該部を修理 | D | |
| 35 | 5号機 | タービン補機冷却系ポンプ（B）の軸受潤滑油ドレン配管用閉止栓に油のにじみが認められたため、当該閉止栓シール部を点検・修理 | D | |

| No. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|--------|--|------|----|
| 36 | 5号機 | タービン補機冷却系ポンプ（C）の軸受潤滑油ドレン配管用閉止栓に油のにじみが認められたため、当該閉止栓シール部を点検・修理 | D | |
| 37 | 5号機 | 原子炉補機冷却水系ポンプエリア用換気空調系局所空調機のフィルタに汚れが認められたため、当該フィルタを点検・清掃 | D | |
| 38 | 5号機 | 中央操作室換気空調系空調機（A）通常換気入口弁の開閉表示用リミットスイッチに動作不良（全閉でランプ両点灯）が認められたため、当該リミットスイッチを点検・修理 | C | |
| 39 | 6号機 | 復水前置ろ過装置保守・点検用ホイスト式天井クレーンの移動操作において、遠隔操作スイッチ用ケーブルを点検用足場に接触させ、破損させたため、当該ケーブルを点検・修理 | C | |
| 40 | 6号機 | 復水脱塩装置用空気圧縮機の制御用電磁弁の点検において、制御用空気減圧装置の小型圧力計に指示値不良が認められたため、当該圧力計を交換 | D | |
| 41 | 6号機 | 残留熱除去A系テスト可能逆止弁バイパス弁駆動用電動機の点検において、電源ケーブル用フレキシブル電線管に亀裂が認められたため、当該電線管を交換 | D | |
| 42 | 6号機 | 主復水器（A、B）第1水室出口側ドレン弁（2台）の点検において、弁開閉動作時間に管理値外れが認められたため、当該弁を修理 | D | |
| 43 | 6号機 | タービン補機冷却系熱交換器（C）の渦流探傷検査において、閉止栓施工推奨チューブ（1本）が認められたため、当該チューブに閉止栓を施工 | D | |
| 44 | 6号機 | 原子炉建屋機器ドレンサンプポンプ（B）の運転状態（起動・停止）記録計に動作不良が認められたため当該運転記録検出・表示回路を点検・修理 | D | |
| 45 | 6号機 | 非常用ディーゼル発電機（B）建屋の搬入口の扉カバーの変形により、開閉操作困難が認められたため、当該扉を点検・修理 | 対象外 | |
| 46 | 6号機 | 主蒸気隔離弁漏えい率検査終了後、検査データを記録したUSBメモリを管理区域専用下着のポケットに残したまま着替えをして管理区域を退出したため、対応検討 | C | |
| 47 | 6号機 | 燃料装荷作業において、燃料装荷作業手順書記載の取出し燃料周辺の制御棒を支えるために燃料の代わりに炉心に入れてあるスペーサの移動位置に誤記が認められたため、燃料装荷作業を中断し当該手順書を改訂後、作業を再開 | C | |
| 48 | 6号機 | 所内ボイラ（B）用重油バーナー交換のために引き抜いたバーナーのソケット部に緩みが認められたため、当該部を点検・調整 | D | |
| 49 | 6号機 | 制御棒駆動水圧制御ユニット用アキュムレータ（計6台）の充填水入口弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理 | D | |
| 50 | 6号機 | 床ドレンファンネル（原子炉建屋4階北西側格納容器酸素分析盤脇）にワイパの脱落が認められたため、ワイパを取付 | D | |
| 51 | 6号機 | 制御棒駆動水圧制御ユニット（30-47）用アキュムレータの充填水入口弁（1台）にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理 | D | |
| 52 | 6号機 | 制御棒駆動水圧制御ユニット用アキュムレータ（計5台）の圧力状態表示灯に「アキュムレータ異常」を示す赤ランプが消灯しないため、当該圧力状態表示装置を点検・修理 | D | |
| 53 | 6号機 | 原子炉圧力容器廻り配管改造工事に伴う放射線透過検査における放射線の影響により、原子炉建屋ベント放射線モニタ高を示す警報が誤発生し、同時に非常用ガス処理系が自動起動したため、対応検討 | C | |
| 54 | 集中環境施設 | 取水設備スクリーン洗浄用止水弁に腐食による動作不良（開固着）が認められたため、当該弁を点検・修理 | D | |
| 55 | 集中環境施設 | 雑固体廃棄物減容処理建屋の給気温度低を示す警報の誤発生が認められたため、当該警報回路の温度スイッチを点検・修理 | D | |

| No. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|--------|---|------|---------------------------------|
| 56 | 集中環境施設 | 廃棄物処理系廃液受入設備制御盤の警報テスト用押しボタンスイッチに動作不良が認められたため、当該スイッチを点検・修理 | D | |
| 57 | 5号機 | 水処理設備純水タンク（No. 3）の送水配管用サポート部の保温材より水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理 | D | 5月13日再審議にて 号機等変更 その他 →5号機 |

【凡例】

| 公表区分 | 事象の概要 | 主な具体例 |
|------|---------------------------------------|--|
| 区分Ⅰ | 法律に基づく報告事象等の重要な事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など |
| 区分Ⅱ | 運転保守管理上、重要な事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など |
| 区分Ⅲ | 運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など |
| その他 | 上記以外の不適合事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など |

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで